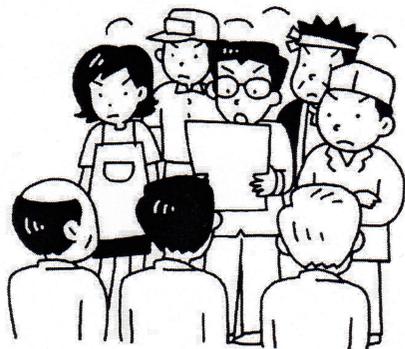


収支内訳書は罰則のない「訓示規定」提出しない事で不利益な扱いは受けません



確定申告を終えた会員から「収支内訳書」が税務署から送られてきたが、どうしたらいいのかわか？との問い合わせが来ています。

「収支内訳書」については提出しなくても罰則はありません。第1001国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが毅然と対応することが必要です。

消費税の「控除対象仕入税額の計算表」についても罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と回答しています。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合ひましょう。

第39回定期総会の発言①

全会員対象の大腸がん検診に取り組んで

澤田 姫代美（共済会副理事長）

共済会ではこの一年間「全会員を対象にした大腸がん検診」に取り組んできました。近年大腸がんは大変な勢いで増えています。共済会の入院見舞金の原因分析でも大腸がんによる入院が第3位です。大腸がんは他のがんと比べて進行が遅いので、早期に見つけて治療すればほとんどが治ります。

また、検査の仕方も簡単に自宅で行う事が出来ます。「これは簡単、便利」と多くの方に喜ばれています。

この一年間で、250人の方が申し込みを行いました。そのうち184人が受診しています。受診した方で陽性反応が出た方は、ビックリして近くの病院に行つて再検査を受けました。結果は異常なしで「民商の大腸がん検診を受けてよかった。安心した」とホッとしています。



▲発言する澤田代議員
(共済会副理事長)

中部民商共済会では、昨年1年間、95人の加入者に762万2000円の見舞金や祝金を届けてきました。内訳では入院見舞金が件数で全体の6割近くを占めています。同時に安静加療見舞金も件数で2割以上を占めるなど、助け合いの活動が広がっています。安静加療見舞金は、医師から14日以上安静・加療を指示された場合、年1回5000円の見舞金を渡すというものです。詳しくは共済役員もしくは事務局に聞いて頂きます。請求されていない方は急いで手続きを行うよう、呼びかけます。

今年には北商連創立50年の節目の年でもあります。北商連共済会では、50周年記念行事として、全道パークゴルフ交流会を開催する事になりました。交流会にしたのは、パークゴルフを競い合うのではなく、仲間同士交流しながらパークゴルフを楽しむという趣旨からです。詳細はこれから進めていきますが、各支部でもパークゴルフ交流会を開いて頂きたいと思えます。仲間ふやしの拡大運動では、廃業等による退会で大きく後退してしまいました。景気悪化が大きな原因ですが、共済加入者の後退は保険業法やTPPとのたたかいを進めて

いくうえでも重要です。多くの共済制度を持つ団体・企業が、保険業法の関連で解散したり民間の保険会社に委託する等の措置を取らざるをえなくなった中で、民商・全商連共済会が金融庁との交渉を重ねる中で「保険業法に該当しない」と自主共済を守ってきました。金融庁も「民商・全商連共済は問題ない」と言わざるをえないなど、助け合い共済の運動を守っています。

私たちの共済会を守り、発展させるためには、加入者をふやして組織を守っていく事が重要です。引き続き、会員比90%へのチャレンジを進めていきたいと思います。あと8人の民商会員が加入すると実現します。各支部でも対象者名簿を元に、加入の呼びかけを行っていきましょう。

今年も8月か9月にレクリエーション、11月に集団健康診断を予定しています。レクリエーションの詳しい情報ですが、決まり次第民商ニュースで皆さんにお知らせしますので、楽しみにして下さい。

集団健康診断に今年も多くの会員・家族の方に受診して頂く事を呼びかけて、私の発言を終わります。